見　本○　○　○　会　規約（会則）

（名称・連絡先）

第１条　　本会は「（団体名）○○○○」と称し、事務所を**港区○○町○丁目○番○号、○○○宅、（℡　　）に置く。** **←必ずご記入ください。**

（目　的）

第2条　　＿＿＿＿＿＿を通じて、生涯学習やスポーツ等自主的に行うとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

（事　業）

第3条　　本会は前条の目的を達するため以下の事業を行う。

1.（週・月）＿＿回の＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿。

2. 地域交流への参加

3. その他、前条の目的を達成するために必要な事業。

（会員の資格）

第4条　　第2条の目的に賛同する者

（役　員）

第5条　　本会の役員は次のとおりとする。役員の任期は○年とし、再任を妨げない。

会長　　1名
副会長　　名
会計　　名
会計監査　　名

（役員の選出方法）

第6条　　役員は、総会において会員の互選とする。

（総会・役員会）

第7条　　本会は総会及び必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項を審議する。なお、総会は会員の過半数の出席を必要とするとともに、議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定する。役員会は必要に応じて開催し、会の運営について協議する。

1　事業計画
2　予算・決算
3　規約改正
4　その他必要な事項

（会　費）

第8条　　本会の運営は、会費によって賄うものとする。

1　入会金　○○○円
2　会　費　○○○円（月額）

こちらも必ずご記入ください。
徴収しない場合は「無し」とご記入ください。

（会　議）

第9条　　会議は総会及び役員会とする。

1　総会は、○年○回とし会長が招集する。なお、必要と認めたときは、臨時会を招集することが出来る。
2　役員会は、会長が必要の都度招集し、議長となる。
3　会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。

（会　計）

第10条　　本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（施行日）

第11条　本規約（本会則）は、○○年○月○日から施行する。**←必ずご記入ください。**